

1. 日時 平成 28 年 11 月 7 日（月）14：00～16：00

2. 場所 JICA 市ヶ谷ビル 2 階 セミナールーム 201AB

3. 議事

- (1) 開会
- (2) 理事長挨拶
- (3) JASSO 奨学金事業を取り巻く状況等について
- (4) 返還金の回収状況及び平成 27 年度業務実績の評価について
- (5) 平成 28 年度の取組について
- (6) 平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会における審議テーマ（案）について
- (7) 自由討議
- (8) 今後の予定について

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員（委員長）、木谷委員、佐々木委員、佐原委員、宗野委員、中井川委員、李委員

(○機構)

遠藤理事長、高橋理事長代理、大木理事、藤森奨学事業戦略部長、武田貸与部長、

金井返還部長、大石債権管理部長

(□文部科学省) ※欠席

5. 議事概要

<JASSO 奨学金事業を取り巻く状況等について>

■成績基準の撤廃について

- ◎ 成績基準の撤廃について、機構はどのように認識しているか。
- 家計状況が厳しいことが原因で勉強に打ち込めず、成績が芳しくない学生等が高等教育を受けることにより貧困の連鎖を断ち切ることに資する制度と認識している。
- ◎ 趣旨としては大いに賛同するが、本委員会との関連では、それが返還に及ぼす影響についても事前に調査しておいた方がよいのではないか。

■給付型奨学金の創設について

- ◎ これまで、機構の奨学金は貸与であること、返還が重要であることの周知に取り組んできたが、政府等が給付型を全面に押し出してアピールをされていくと、奨学金は全て給付であるとの誤解が生じる懸念がある。返還の重要性については、一層丁寧に周知を行う必要がある。
- ◎ 給付型奨学金の月額を 30,000 円とした場合、私立大学等に通う場合はそれだけでは賄うことができないため、貸与型の多額の奨学金をあわせて受給してくる可能性が高い。それ

が返還に及ぼす影響についても事前に調査しておいた方がよいのではないかと。

- ◎ 制度詳細が確定しないため、今年度の本委員会では審議事項として取り上げないが、国側の制度設計に応じて事務局には来年度以降の審議材料の準備をお願いしたい。

■新所得連動について

- ◎ 新所得連動返還型奨学金制度について、返還者側のメリットは何か。
- 収入が少ない場合に、所得に応じて無理のない返還金額が設定される点がメリットと認識している。
- ◎ 新所得連動返還型奨学金制度において、返還期間の上限はあるのか。一定期間返還すれば残額は返還免除になるのか。
- 返還期間の上限は設けられていない。返還期間が長くなることが想定されることから、新所得連動返還型を選択する場合には、機関保証とすることとされたが、保証料率等については、引き続き検討することとなる。

■マイナンバー制度の導入について

- ◎ 機構はマイナンバーを利用して、学生等の特定個人情報として、具体的に何をどのように取得するのか。
- 機構は、法律及び政省令で定められた事務において、本人の同意に基づいてマイナンバーを利用して特定個人情報を取得する。なお、国が整備するシステムにおいて、本人は、自分の情報がいつ、どの機関から照会されたのか分かる仕組みになっている。

■高等学校等への周知について

- ◎ 高等学校職員等に向けて、どのような説明を行っているのか。
- 奨学金は貸与であることを重点的に説明している。また、昨今は奨学金事業に対する理解不足に基づく誤解の多い報道が見受けられるが、奨学金の利用を検討している高校生や保護者に機構の奨学金について正しく理解し、さらに借り過ぎ防止の観点からも適切な判断をしていただくことにも努めている。「参考資料 6」は、全国高等学校 PTA 連合会全国大会において配付させていただいた資料である。

<返還金の回収状況及び平成 27 年度業務実績の評価について>

- ◎ 仔細且つ高い指標の達成が自己目的化しており、奨学金（事業）としての本旨から外れているのではないかと。
- 独立行政法人として、中期目標の達成を義務付けられている点、ご理解いただきたい。
- 独立行政法人評価制度については総務省が所管するものであるため、全独法及び大学等について統一の制度枠組の中で実施されるものであるが、次期の指標内容については文部科学省とも相談していきたい。
- 機構の奨学金事業費には、国民のみなさまの税金が投入されており、返還金は次世代の奨学金の原資となるものであることから、機構は回収促進施策に真摯に取り組む責任があると認識している。
- 独法化当時の延滞状況を、様々な回収施策の実施によって改善してきたものである。今

後も機構は、貸与と回収の循環が滞ることのないよう、奨学金事業を実施する必要がある。

- ◎ ある学生指導に係る研修会において、奨学金担当者から、卒業生がサービサーから勤務先に突然電話をかけられて困惑したとの報告が複数（2件）あった。このような督促行為は問題ではないか。
- サービサーを活用した回収については、延滞初期の段階から十分な手続を踏みつつ、返還が困難な場合の救済制度も重ねて案内しながら実施しており、延滞したからと言ってすぐに職場に督促の電話をかけているものではない。
- ◎ 「参考資料 13」の 45～46 ページにおいて説明のとおり、機構は、返還が滞っている返還者に対し、その延滞期間に応じて段階を踏んで働きかけを行っている。延滞となった場合、まずは本人に、人的保証であればさらに連帯保証人や保証人に宛てて文書や電話による働きかけを行うとともに、返還期限猶予制度等救済措置の案内も行っている。先に提示の「職場に突然サービサーからの督促の電話があった」という認識は、「機構の延滞者に対する働きかけの手続や運用と合致していないが、返還者が本人宛の書面等に気付いていない可能性があり」、このような誤解を正すよう取り組む必要がある。
- ◎ 回収施策の在り方については諸般の問題があり再検討の必要があると思われる。本委員会においても審議すべきではないか。
- ◎ 要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 か月以上延滞債権となった債権数の割合について、平成 30 年度までの推計をお願いしたい。シンクタンクには、新しい指標につき分析結果を報告いただくに当たり、現行と新規の各指標に基づく推計と比較を提示いただき、本委員会における審議材料としたい。
- ◎ 経済困難・失業中の者の返還期限猶予件数が増加している。これは、返せない状況にある者への周知の成果といえるのではないか。

<平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会における審議テーマ（案）について>

■奨学金制度の正しい理解のための周知の在り方について

- 当機構の奨学金制度について、誤った認識に基づく報道等が増加しているが、この度、「参考資料 13 奨学金事業への理解を深めていただくために」を作成、ホームページに公表した。
- ◎ 「参考資料 13」10 ページに「感謝の声」を掲載しているが、奨学金の貸与を受けた学生が全体でどの程度いたかを提示したうえで、猶予・減額を利用した返還者からの「感謝の声」を掲載するなど工夫すれば、奨学金制度の意義が更に伝わるのではないか。

<今後の予定について>

- ◎ 平成 28 年度においては、委員会の開催を 3 回とすることを提案したい。
- 昨年度までのように回数を固定するのではなく、本委員会において審議いただくべき重要案件あれば柔軟に開催するという方向でいかがか。
- ◎ 了解した。

以上